

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年 2月24日

【発行者名】 三井住友アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前田 良治

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕二丁目 5番 1号

【事務連絡者氏名】 隠地 保夫

【電話番号】 03-5405-0735

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 三井住友・世界食糧関連ビジネスファンド
券に係るファンドの名称】**

**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証 5,000億円を上限とします。
券の金額】**

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

三井住友・世界食糧関連ビジネスファンド
以下「当ファンド」といいます。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「世界食糧」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

| | | |
|--------|------|-------------------------|
| 照会先の名称 | 電話番号 | インターネット・ ホームページ・アドレス |
|--------|------|-------------------------|

| | | |
|--------------------|--------------|---|
| 三井住友アセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | http://www.smam-jp.com |
|--------------------|--------------|---|

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.675%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成23年2月25日から平成24年2月23日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「(4) 発行(売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ わが国以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨークの取引所の休日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ニ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ホ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

(イ) 当ファンドが該当する商品分類

| 項目 | 該当する商品分類 | 内容 |
|-------------------|----------|---|
| 単位型・追加型 | 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 海外 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 (収益の源泉) | 株式 | 目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |

(ロ) 当ファンドが該当する属性区分

| 項目 | 該当する属性区分 | 内容 |
|--------|--------------|---|
| 投資対象資産 | 株式 一般 | 目論見書または信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるものであって、大型株属性、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。 |
| 決算頻度 | 年2回 | 目論見書または信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象地域 | グローバル（日本を除く） | 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし | 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |

《商品分類表》

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) |
|--------------------|---------------------------|---|
| 単 位 型 追 加 型 | 国 内 海 外 内 外 | 株 式 債 券 不 動 産 投 信 そ の 他 資 産 (資 産 複 合) |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ |
|--|---|---|--|
| 株 式 一 般 大 型 株 中 小 型 株 債 券 一 般 債 公 債 社 債 そ の 他 債 券 ク レ ジ ッ ト 属 性 () 不 動 産 投 信 そ の 他 資 産 () 資 産 複 合 () 資 産 配 分 固 定 型 資 産 配 分 変 更 型 | 年 1 回 年 2 回 年 4 回 年 6 回(隔月) 年 12 回(毎月) 日 々 そ の 他 () | グ ロ ー バ ル (日 本 を 除 く) 日 本 北 米 欧 州 ア ジ ア オ セ ア ニ ア 中 南 米 ア フ リ カ 中 近 東 (中 東) エ マ ー ジ ン グ | あ り な し |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成18年11月30日

信託契約締結、設定、運用開始。

（3）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

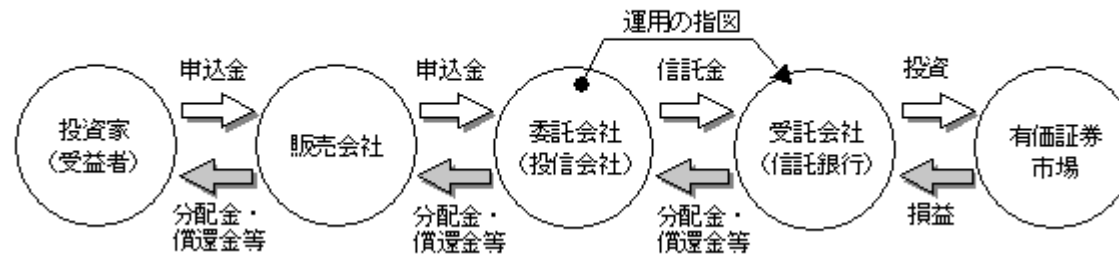
（ロ）受託会社 「中央三井アセット信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成22年12月30日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月1日住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

(八) 大株主の状況

(平成22年12月30日現在)

| 名称 | 住所 | 所有 株式数 | 比率 (%) |
|----------------|---------------------|-----------|-----------|
| 住友生命保険相互会社 | 大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 | 7,056 | 40.0 |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 東京都中央区新川二丁目27番2号 | 4,851 | 27.5 |
| 株式会社三井住友銀行 | 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号 | 4,851 | 27.5 |
| 三井生命保険株式会社 | 東京都千代田区大手町二丁目1番1号 | 882 | 5.0 |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、日本を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主に日本を除く世界の食糧関連企業^{*}の株式に分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。投資対象とする国および地域は、原則としてMSCI KOKUSAI インデックス^{**}の構成国および地域とします。
- (ロ) 銘柄選定にあたっては、「成長性」と「割安度」を重視します。成長性と割安度に注目した調査を行います。さらに、定性評価も加え、総合的な判断で組入銘柄を決定します。
- (ハ) 原則として株式の組入比率は、高位を保ちます。
- (ニ) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (ホ) なお資金動向、市場動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

〔ファンドの特色〕

1. 主に日本を除く世界の食糧関連企業^{*}の株式に分散投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

投資対象とする国および地域は、原則としてMSCI KOKUSAI インデックス^{**}の構成国および地域とします。

* 食糧関連企業とは

当ファンドにおいては、農産・水産・畜産物製品製造（エタノール製造を含む）販売、農業用機器製造、食品加工業、食品関連包装、食品卸業、肥料・農薬製品製造販売等に関連する企業をいいます。

** MSCI KOKUSAI インデックスとは

MSCIインクが発表するインデックスで、世界の株式市場の動きを示す代表的な指標です。同インデックスは、アメリカ、イギリス、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港、アイルランド、イスラエル、イタリア、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、シンガポール、スペイン、スウェーデン、スイスの23の国および地域で構成されています（2010年12月末現在）。同インデックスに関する知的所有権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。また、同社は当ファンドの運用に関して責任を負うものではありません。

2. 銘柄選定にあたっては、『成長性』と『割安度』を重視します。

成長性と割安度に注目した調査を行います。さらに、定性評価も加え、総合的な判断で組入銘柄を決定します。

〔ポートフォリオ構築の流れ〕

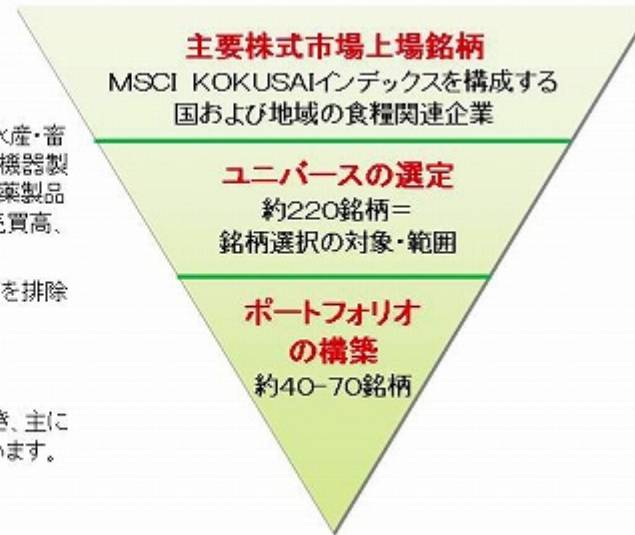
〈第一段階〉ユニバースの選定

■主要国に上場する銘柄のうち、食糧関連企業（農産・水産・畜産物製品製造（エタノール製造を含む）販売、農業用機器製造、食品加工業、食品関連包装、食品卸業、肥料・農薬製品製造販売等に関連する企業）から、時価総額、株式売買高、財務指標等により絞り込みを行います。

■この段階では財務指標は主に信用リスクの高い銘柄を排除する目的で利用します。

〈第二段階〉ポートフォリオの構築

■上記ユニバースの中から、ボトムアップリサーチに基づき、主に収益の成長性と株価の割安さに着目した銘柄選択を行います。



3．原則として株式の組入比率は高位を保ちます。

4．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお資金動向、市場動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（2）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．デリバティブ取引にかかる権利
- 3．金銭債権
- 4．約束手形

（ロ）次に掲げる特定資産以外の資産

- 1．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみな

される同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下

「投資信託証券」といいます。

八 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】**イ 運用体制**

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

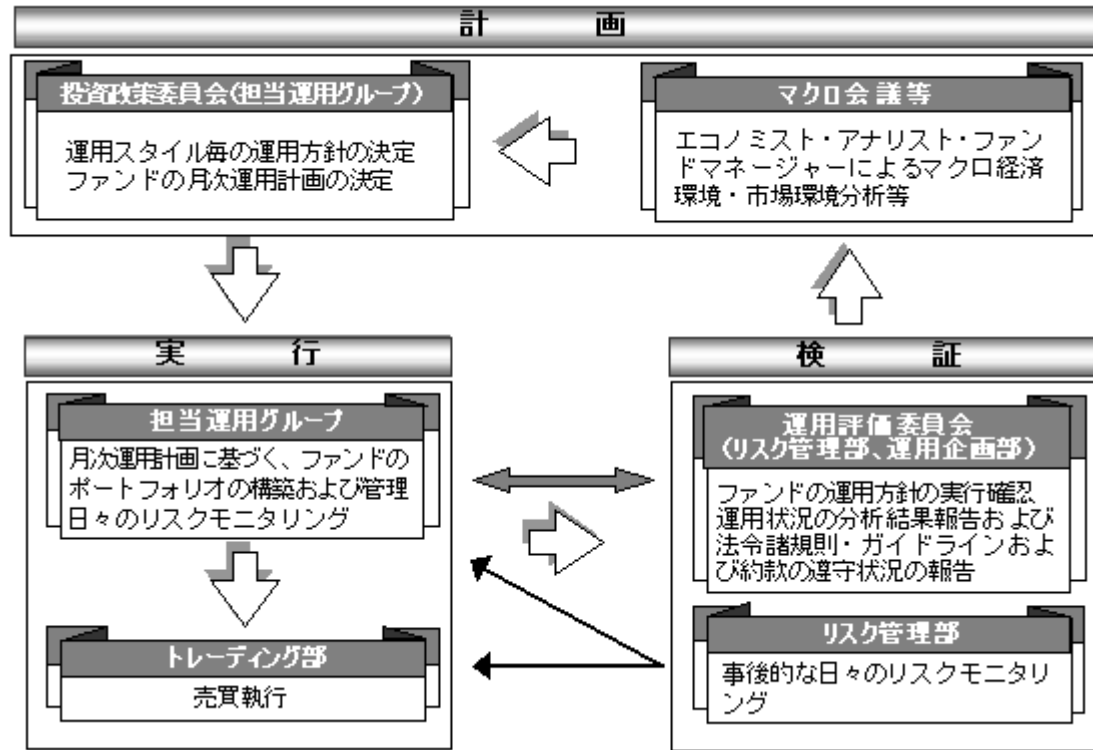
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

【ファンドの運用体制】



リスク管理部は10名程度、運用企画部は8名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

□ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

年２回（毎年５月、１１月の２９日。ただし、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた利子、配当収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により収益分配を行わない場合があります。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、前記「（１）投資方針」と同一の運用を行います。

（５）【投資制限】**ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限**

- イ 株式への投資割合には制限を設けません。
- ロ 同一銘柄の株式への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ハ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ニ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ホ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ヘ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ト 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限**イ 投資する株式等の範囲**

- （イ）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- （ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

ロ 信用取引の指図

- （イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図を

することができるものとします。

- (ロ) 信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

八 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。
- (ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

二 スワップ取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引および為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ホ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (ヘ) 「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (ト) 「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

へ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 有価証券の空売りの指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有していない有価証券または借り入れた有価証券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(ロ) 上記(イ)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

チ 有価証券の借入れの指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。

(ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ) 有価証券の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

リ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ヌ 外国為替予約取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

ル 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主に海外の株式を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは金融機関の預金とは異なり、元金が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預金や保険契約と異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等のうち主要なものは、以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(ロ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

(ニ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ホ) 市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（へ）その他の留意点

当ファンドは、特定の業種・テーマに絞った銘柄選定を行いますので、株式市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、市場環境、金利および経済・法制度・金融面の諸情勢が、特定の業種・テーマに対して著しい影響を及ぼすことがあります。当該業種・テーマに属する銘柄は、これらの情勢等に対して同様の反応を示すことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかるチェックを行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についてのチェックを行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.675%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | 電話番号 | インターネット・ ホームページ・アドレス |
|--------------------|--------------|-------------------------|
| 三井住友アセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | http://www.smam-jp.com |

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に年1.575%（税抜き1.5%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 年0.735% (0.7%) | 年0.735% (0.7%) | 年0.105% (0.1%) |

()内は税抜き。

(4)【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0063%（税抜き0.006%）の率を乗じて得た金額（ただし、年630,000円（税抜き600,000円）を上限とします。）が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記（１）～（４）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

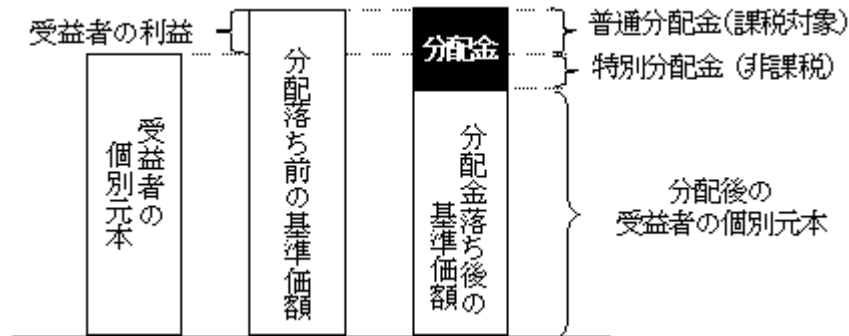
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成22年12月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成22年12月30日現在

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計 (円) | 投資比率 (%) |
|---------------------|---------|---------------|-------------|
| 株式 | アメリカ | 549,301,207 | 42.37 |
| | カナダ | 92,725,536 | 7.15 |
| | ドイツ | 101,198,718 | 7.81 |
| | フランス | 35,390,984 | 2.73 |
| | オーストラリア | 94,644,995 | 7.30 |
| | イギリス | 44,013,901 | 3.40 |
| | スイス | 91,939,460 | 7.09 |
| | バミューダ | 22,103,021 | 1.70 |
| | シンガポール | 34,027,622 | 2.62 |
| | オランダ | 41,699,843 | 3.22 |
| | ベルギー | 33,160,205 | 2.56 |
| | デンマーク | 33,296,760 | 2.57 |
| | アイルランド | 33,370,233 | 2.57 |
| | 小計 | 1,206,872,485 | 93.10 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 89,499,779 | 6.90 |
| 合計(純資産総額) | | 1,296,372,264 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成22年12月30日現在

| 国/ 地域 | 種類 | 銘柄名/業種 | 数量 (株) | 帳簿価額 単価/金額 (円) | 評価額 単価/金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|----------|----|---------------------------|-----------|------------------------|------------------------|-----------------|
| オランダ | 株式 | NUTRECO NV 〔食品・飲料・タバコ〕 | 6,810 | 6,085.55 41,442,663 | 6,123.32 41,699,843 | 3.22 |

| | | | | | | |
|---------|----|---|--------|-------------------------|-------------------------|------|
| アメリカ | 株式 | DU PONT (E.I.) DE NEMOURS 〔素材〕 | 10,100 | 3,782.76 38,205,934 | 4,076.12 41,168,910 | 3.18 |
| スイス | 株式 | NESTLE SA-REGISTERED 〔食品・飲料・タバコ〕 | 8,400 | 4,887.97 41,058,998 | 4,857.75 40,805,100 | 3.15 |
| オーストラリア | 株式 | COCA-COLA AMATIL LIMITED 〔食品・飲料・タバコ〕 | 45,000 | 957.65 43,094,592 | 906.11 40,775,265 | 3.15 |
| アメリカ | 株式 | DEERE & CO 〔資本財〕 | 5,960 | 6,193.23 36,911,710 | 6,788.93 40,462,034 | 3.12 |
| アメリカ | 株式 | MONSANTO CO 〔素材〕 | 7,170 | 4,851.09 34,782,384 | 5,616.29 40,268,805 | 3.11 |
| アメリカ | 株式 | CONSTELLATION BRANDS INC-A 〔食品・飲料・タバコ〕 | 19,700 | 1,689.28 33,278,967 | 1,807.44 35,606,729 | 2.75 |
| フランス | 株式 | DANONE 〔食品・飲料・タバコ〕 | 6,800 | 4,939.12 33,586,033 | 5,204.55 35,390,984 | 2.73 |
| アメリカ | 株式 | CORN PRODUCTS INTL INC 〔食品・飲料・タバコ〕 | 9,300 | 3,671.93 34,149,036 | 3,771.35 35,073,621 | 2.71 |
| カナダ | 株式 | POTASH CORP OF SASKATCHEWAN 〔素材〕 | 2,760 | 11,756.82 32,448,833 | 12,429.06 34,304,214 | 2.65 |
| シンガポール | 株式 | WILMAR INTERNATIONAL LTD 〔食品・飲料・タバコ〕 | 95,000 | 382.73 36,359,920 | 358.18 34,027,622 | 2.62 |
| アイルランド | 株式 | KERRY GROUP PLC-A 〔食品・飲料・タバコ〕 | 12,200 | 2,721.23 33,199,103 | 2,735.26 33,370,233 | 2.57 |
| デンマーク | 株式 | DANISCO A/S 〔食品・飲料・タバコ〕 | 4,500 | 6,485.59 29,185,164 | 7,399.28 33,296,760 | 2.57 |
| ベルギー | 株式 | ANHEUSER-BUSCH INBEV NV 〔食品・飲料・タバコ〕 | 7,100 | 4,682.86 33,248,306 | 4,670.45 33,160,205 | 2.56 |
| アメリカ | 株式 | KELLOGG CO 〔食品・飲料・タバコ〕 | 7,800 | 4,032.12 31,450,576 | 4,164.95 32,486,640 | 2.51 |
| カナダ | 株式 | SAPUTO INC 〔食品・飲料・タバコ〕 | 9,900 | 3,080.38 30,495,768 | 3,246.57 32,141,137 | 2.48 |
| アメリカ | 株式 | SMITHFIELD FOODS INC 〔食品・飲料・タバコ〕 | 18,300 | 1,452.15 26,574,377 | 1,720.25 31,480,646 | 2.43 |

| | | | | | | |
|---------|----|---|---------|-------------------------|-------------------------|------|
| アメリカ | 株式 | PEPSICO INC 〔食品・飲料・タバコ〕 | 5,910 | 5,213.73 30,813,145 | 5,323.74 31,463,313 | 2.43 |
| オーストラリア | 株式 | RIDLEY CORPORATION LIMITED 〔食品・飲料・タバコ〕 | 294,000 | 105.57 31,039,079 | 104.32 30,672,476 | 2.37 |
| アメリカ | 株式 | GENERAL MILLS INC 〔食品・飲料・タバコ〕 | 10,480 | 2,861.11 29,984,473 | 2,886.37 30,249,218 | 2.33 |
| アメリカ | 株式 | CAMPBELL SOUP CO 〔食品・飲料・タバコ〕 | 10,700 | 2,782.06 29,768,134 | 2,823.62 30,212,824 | 2.33 |
| ドイツ | 株式 | K+S AG 〔素材〕 | 4,920 | 5,719.08 28,137,913 | 6,110.37 30,063,054 | 2.32 |
| アメリカ | 株式 | ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO 〔食品・飲料・タバコ〕 | 12,000 | 2,380.32 28,563,874 | 2,424.32 29,091,930 | 2.24 |
| アメリカ | 株式 | KRAFT FOODS INC-A 〔食品・飲料・タバコ〕 | 11,000 | 2,471.59 27,187,508 | 2,571.82 28,290,068 | 2.18 |
| アメリカ | 株式 | DARLING INTERNATIONAL INC 〔食品・飲料・タバコ〕 | 25,800 | 976.25 25,187,255 | 1,083.00 27,941,454 | 2.16 |
| アメリカ | 株式 | ANDERSONS INC/THE 〔食品・飲料・タバコ〕 | 9,100 | 2,768.21 25,190,759 | 3,033.05 27,600,825 | 2.13 |
| イギリス | 株式 | DIAGEO PLC 〔食品・飲料・タバコ〕 | 17,700 | 1,491.19 26,394,225 | 1,531.67 27,110,608 | 2.09 |
| アメリカ | 株式 | TYSON FOODS INC-CL A 〔食品・飲料・タバコ〕 | 18,700 | 1,318.50 24,656,103 | 1,424.44 26,637,125 | 2.05 |
| カナダ | 株式 | VITERRA INC 〔食品・飲料・タバコ〕 | 34,500 | 755.22 26,055,328 | 761.74 26,280,185 | 2.03 |
| ドイツ | 株式 | KWS SAAT AG 〔食品・飲料・タバコ〕 | 1,580 | 14,825.45 23,424,226 | 16,185.00 25,572,300 | 1.97 |

□ 種類別・業種別の投資比率

平成22年12月30日現在

| 種類 | 業種 | 投資比率 (%) | 種類 | 業種 | 投資比率 (%) |
|--------|-----------|----------|--------|------------------------|----------|
| 株式（外国） | 素材 | 14.26 | 株式（外国） | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 1.91 |
| | 資本財 | 3.12 | | 合計 | 93.10 |
| | 食品・飲料・タバコ | 73.81 | | | |

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

| 年月日 | 純資産総額 (円) | 1万口当たりの 純資産額(円) |
|-----------------------|---------------|--------------------|
| 第1期(平成19年5月29日)(分配落) | 8,587,155,060 | 12,498 |
| 第1期(平成19年5月29日)(分配付) | 8,587,155,060 | 12,498 |
| 第2期(平成19年11月29日)(分配落) | 5,926,182,508 | 12,262 |
| 第2期(平成19年11月29日)(分配付) | 5,926,182,508 | 12,262 |
| 第3期(平成20年5月29日)(分配落) | 2,770,460,739 | 11,230 |
| 第3期(平成20年5月29日)(分配付) | 3,382,556,072 | 13,711 |
| 第4期(平成20年12月1日)(分配落) | 1,546,718,693 | 5,106 |
| 第4期(平成20年12月1日)(分配付) | 1,546,718,693 | 5,106 |
| 第5期(平成21年5月29日)(分配落) | 1,720,265,261 | 5,729 |
| 第5期(平成21年5月29日)(分配付) | 1,720,265,261 | 5,729 |
| 第6期(平成21年11月30日)(分配落) | 1,613,468,165 | 6,288 |
| 第6期(平成21年11月30日)(分配付) | 1,613,468,165 | 6,288 |
| 第7期(平成22年5月31日)(分配落) | 1,448,541,431 | 6,320 |
| 第7期(平成22年5月31日)(分配付) | 1,448,541,431 | 6,320 |

| | | |
|-----------------------|---------------|-------|
| 第8期(平成22年11月29日)(分配落) | 1,293,951,111 | 6,995 |
| 第8期(平成22年11月29日)(分配付) | 1,293,951,111 | 6,995 |
| 平成21年12月末日 | 1,653,630,107 | 6,780 |
| 平成22年1月末日 | 1,544,351,443 | 6,462 |
| 平成22年2月末日 | 1,539,627,165 | 6,536 |
| 平成22年3月末日 | 1,655,028,163 | 7,203 |
| 平成22年4月末日 | 1,671,357,724 | 7,214 |
| 平成22年5月末日 | 1,448,541,431 | 6,320 |
| 平成22年6月末日 | 1,356,553,288 | 6,110 |
| 平成22年7月末日 | 1,367,625,619 | 6,355 |
| 平成22年8月末日 | 1,217,214,445 | 6,313 |
| 平成22年9月末日 | 1,277,549,098 | 6,733 |
| 平成22年10月末日 | 1,252,802,876 | 6,745 |
| 平成22年11月末日 | 1,281,670,718 | 6,943 |
| 平成22年12月末日 | 1,296,372,264 | 7,097 |

(注1) 純資産総額(分配付)および1万口当たりの純資産額(分配付)の欄は、各計算期間にかかる収益分配金の総額を含んでいます。

(注2) 純資産総額(分配落)および1万口当たりの純資産額(分配落)の欄は、収益分配時に外国税額控除規定が適用された場合には当該控除額を含んでいます。

【分配の推移】

| 計算期間 | 1万口当たり分配金（円） |
|-----------------------------|--------------|
| 第1期（平成18年11月30日～平成19年5月29日） | 0 |
| 第2期（平成19年5月30日～平成19年11月29日） | 0 |
| 第3期（平成19年11月30日～平成20年5月29日） | 2,500 |
| 第4期（平成20年5月30日～平成20年12月1日） | 0 |
| 第5期（平成20年12月2日～平成21年5月29日） | 0 |
| 第6期（平成21年5月30日～平成21年11月30日） | 0 |
| 第7期（平成21年12月1日～平成22年5月31日） | 0 |
| 第8期（平成22年6月1日～平成22年11月29日） | 0 |

【収益率の推移】

| 計算期間 | 収益率（％） |
|------|--------|
| 第1期 | 25.0 |
| 第2期 | 1.9 |
| 第3期 | 11.8 |
| 第4期 | 54.5 |
| 第5期 | 12.2 |
| 第6期 | 9.8 |
| 第7期 | 0.5 |
| 第8期 | 10.7 |

（注1）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（注2）収益分配時に外国税額控除規定が適用された場合には、上記収益率は同期間における受益者の投資収益率と異なる場合があります。

（4）【設定及び解約の実績】

| 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|------|---------------|---------------|
| 第1期 | 8,920,610,000 | 2,050,010,000 |
| 第2期 | 2,191,149,409 | 4,228,647,992 |
| 第3期 | 388,200,480 | 2,754,245,830 |

| | | |
|-----|---------------|-------------|
| 第4期 | 1,018,348,621 | 456,426,132 |
| 第5期 | 586,156,550 | 612,392,935 |
| 第6期 | 373,955,818 | 810,749,759 |
| 第7期 | 125,644,228 | 399,741,309 |
| 第8期 | 23,952,881 | 465,939,730 |

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

【参考情報】

基準日2010年12月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移



| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 7,097円 |
| 純資産総額 | 13億円 |

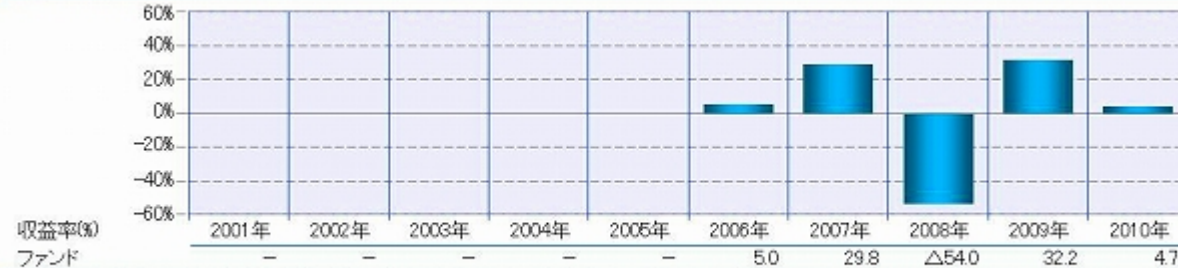
分配の推移

| 決算期 | 分配金 |
|----------|--------|
| 2010年11月 | 0円 |
| 2010年5月 | 0円 |
| 2009年11月 | 0円 |
| 2009年5月 | 0円 |
| 2008年12月 | 0円 |
| 設定来累計 | 2,500円 |

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
 ※基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

年間収益率の推移 (暦年ベース)



ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。
 2006年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2006年11月30日)から年末までの騰落率を表示しています。
 ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリングオフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨークの取引所の休日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.675%（税抜き3.5%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | 電話番号 | インターネット・ ホームページ・アドレス |
|--------------------|--------------|---|
| 三井住友アセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | http://www.smam-jp.com |

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨークの取引所の休日に当たる場合には、解約請求の受け付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までには解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「世界食糧」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | 電話番号 | インターネット・ ホームページ・アドレス |
|--------------------|--------------|---|
| 三井住友アセットマネジメント株式会社 | 0120-88-2976 | http://www.smam-jp.com |

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成18年11月30日から平成28年11月29日まで、もしくは下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年5月30日から11月29日まで、11月30日から翌年5月29日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(二) 上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。

(ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、

自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期（平成21年12月1日から平成22年5月31日まで）および第8期（平成22年6月1日から平成22年11月29日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【三井住友・世界食糧関連ビジネスファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

| | 第7期 (平成22年5月31日現在) | 第8期 (平成22年11月29日現在) |
|-----------------|-----------------------|------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 6,400,611 | 3,454,206 |
| コール・ローン | 52,319,094 | 91,726,240 |
| 株式 | 1,403,783,431 | 1,208,434,739 |
| 未収配当金 | 1,211,715 | 772,621 |
| 未収利息 | 71 | 125 |
| 流動資産合計 | 1,463,714,922 | 1,304,387,931 |
| 資産合計 | 1,463,714,922 | 1,304,387,931 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 2,515,665 | - |
| 未払受託者報酬 | 840,504 | 693,023 |
| 未払委託者報酬 | 11,766,951 | 9,702,279 |
| その他未払費用 | 50,371 | 41,518 |
| 流動負債合計 | 15,173,491 | 10,436,820 |
| 負債合計 | 15,173,491 | 10,436,820 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 2,291,851,149 | 1,849,864,300 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 843,309,718 | 555,913,189 |
| 元本等合計 | 1,448,541,431 | 1,293,951,111 |
| 純資産合計 | 1,448,541,431 | 1,293,951,111 |
| 負債純資産合計 | 1,463,714,922 | 1,304,387,931 |

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第 7 期 | 第 8 期 |
|-------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| | 自 平成21年12月 1 日 至 平成22年 5 月31日 | 自 平成22年 6 月 1 日 至 平成22年11月29日 |
| 営業収益 | | |
| 受取配当金 | 16,031,068 | 11,818,487 |
| 受取利息 | 20,641 | 14,373 |
| 有価証券売買等損益 | 24,722,729 | 174,212,844 |
| 為替差損益 | 15,112,661 | 48,630,045 |
| 営業収益合計 | 25,661,777 | 137,415,659 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 840,504 | 693,023 |
| 委託者報酬 | 11,766,951 | 9,702,279 |
| その他費用 | 522,531 | 439,564 |
| 営業費用合計 | 13,129,986 | 10,834,866 |
| 営業利益 | 12,531,791 | 126,580,793 |
| 経常利益 | 12,531,791 | 126,580,793 |
| 当期純利益 | 12,531,791 | 126,580,793 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額 | 13,191,797 | 2,595,069 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（ ） | 952,480,065 | 843,309,718 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 148,226,317 | 171,734,193 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 148,226,317 | 171,734,193 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 38,395,964 | 8,323,388 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 38,395,964 | 8,323,388 |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（ ） | 843,309,718 | 555,913,189 |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第7期 自平成21年12月1日 至平成22年5月31日 | 第8期 自平成22年6月1日 至平成22年11月29日 |
|----------------------------|--|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 | 株式（売買目的有価証券） 同左 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。 | 為替予約取引 同左 |
| 3. 収益及び費用の計上基準 | 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、その金額が確定しているものについては当該金額、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 | 受取配当金の計上基準 同左 |
| 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | (1)外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。 (2)計算期間の取扱い 当計算期間は前期末および当期末が休日のため、平成21年12月1日から平成22年5月31日までとなっております。 | (1)外貨建資産等の会計処理 同左 (2)計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成22年6月1日から平成22年11月29日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第7期 (平成22年5月31日現在) | 第8期 (平成22年11月29日現在) |
|---------------|---|---|
| 1. 受益権総数 | 当計算期間の末日における受益権の総数 2,291,851,149口 | 当計算期間の末日における受益権の総数 1,849,864,300口 |
| 2. 元本の欠損 | 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 843,309,718円 | 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 555,913,189円 |
| 3. 1単位当たり純資産額 | 0.6320円 (1万口 = 6,320円) | 0.6995円 (1万口 = 6,995円) |

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

| 項目 | 第7期 自平成21年12月1日 至平成22年5月31日 | 第8期 自平成22年6月1日 至平成22年11月29日 |
|----------|--|--|
| 分配金の計算過程 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,422,672円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（102,110,673円）、および分配準備積立金（25,586,497円）より、分配対象収益は130,119,842円（1万口当たり567.74円）であります。分配を行っておりません。 | 計算期間末における費用控除後の配当等収益（10,768,212円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（82,698,158円）、および分配準備積立金（22,640,764円）より、分配対象収益は116,107,134円（1万口当たり627.65円）であります。分配を行っておりません。 |

（金融商品に関する注記）

・金融商品の状況に関する事項

| 項目 | 第7期 自平成21年12月1日 至平成22年5月31日 | 第8期 自平成22年6月1日 至平成22年11月29日 |
|------------------------|--|---|
| | （追加情報） 当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。 | |
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク | <p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> | <p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 同左</p> <p>2) デリバティブ取引 同左</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> |

| | | |
|-----------------------------|---|-------------------------------|
| | <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p> | <p>(2) 金融商品に係るリスク 同 左</p> |
| 3 . 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限值（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。</p> <p>なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。</p> | 同 左 |
| 4 . 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p> | 同 左 |

・金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第7期 自平成21年12月1日 至平成22年5月31日 | 第8期 自平成22年6月1日 至平成22年11月29日 |
|--------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 | 金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p> | <p>(1) 有価証券（株式） 同左</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同左</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同左</p> |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第7期（自平成21年12月1日至平成22年5月31日）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-------------------|
| 株式 | 15,039,061円 |
| 合計 | 15,039,061円 |

第8期（自平成22年6月1日至平成22年11月29日）

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額 |
|----|-------------------|
| 株式 | 156,921,801円 |
| 合計 | 156,921,801円 |

（デリバティブ取引に関する注記）

第7期（平成22年5月31日現在）

第7期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第8期（平成22年11月29日現在）

第8期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期（自平成21年12月1日至平成22年5月31日）

該当事項はありません。

第8期（自平成22年6月1日至平成22年11月29日）

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第7期 (平成22年5月31日現在) | 第8期 (平成22年11月29日現在) |
|-----------|-----------------------|------------------------|
| 期首元本額 | 2,565,948,230円 | 2,291,851,149円 |
| 期中追加設定元本額 | 125,644,228円 | 23,952,881円 |
| 期中一部解約元本額 | 399,741,309円 | 465,939,730円 |

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a) 株式

| 銘柄 | 株数 | 評価額 単価 | 評価額 金額 | 備考 |
|-----------------------------|---------|-----------|---------------|--------|
| 米ドル | | | | |
| DU PONT (E.I.) DE NEMOURS | 10,100 | 46.42 | 468,842.00 | |
| MONSANTO CO | 7,170 | 59.53 | 426,830.10 | |
| DEERE & CO | 5,960 | 76.00 | 452,960.00 | |
| ANDERSONS INC/THE | 9,100 | 33.97 | 309,127.00 | |
| ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO | 12,000 | 29.21 | 350,520.00 | |
| BUNGE LIMITED | 4,200 | 61.67 | 259,014.00 | |
| CAMPBELL SOUP CO | 10,700 | 34.14 | 365,298.00 | |
| CONSTELLATION BRANDS INC-A | 19,700 | 20.73 | 408,381.00 | |
| CORN PRODUCTS INTL INC | 9,300 | 45.06 | 419,058.00 | |
| DARLING INTERNATIONAL INC | 25,800 | 11.98 | 309,084.00 | |
| DEL MONTE FOODS CO | 26,200 | 18.80 | 492,560.00 | |
| DR.PEPPER SNAPPLE GROUP,INC | 4,848 | 37.29 | 180,781.92 | |
| GENERAL MILLS INC | 10,480 | 35.11 | 367,952.80 | |
| HANSEN NATURAL CORPORATION | 5,400 | 54.39 | 293,706.00 | |
| IMPERIAL SUGAR CO | 22,500 | 13.97 | 314,325.00 | |
| KELLOGG CO | 7,800 | 49.48 | 385,944.00 | |
| KRAFT FOODS INC-A | 11,000 | 30.33 | 333,630.00 | |
| PEPSICO INC | 5,910 | 63.98 | 378,121.80 | |
| SMITHFIELD FOODS INC | 18,300 | 17.82 | 326,106.00 | |
| TYSON FOODS INC-CL A | 18,700 | 16.18 | 302,566.00 | |
| 米ドル 小計 | 245,168 | | 7,144,807.62 | |
| (邦貨換算額) | | | (601,164,113) | (単位：円) |
| カナダドル | | | | |
| POTASH CORP OF SASKATCHEWAN | 1,970 | 145.40 | 286,438.00 | |
| SAPUTO INC | 9,900 | 37.81 | 374,319.00 | |
| VITERRA INC | 34,500 | 9.27 | 319,815.00 | |
| カナダドル 小計 | 46,370 | | 980,572.00 | |
| (邦貨換算額) | | | (80,779,521) | (単位：円) |
| ユーロ | | | | |
| K+S AG | 3,020 | 51.72 | 156,194.40 | |
| ANHEUSER-BUSCH INBEV NV | 7,100 | 43.40 | 308,140.00 | |

| | | | | |
|----------------------------|---------|--------|-----------------|--------|
| DANONE | 6,800 | 45.77 | 311,270.00 | |
| KERRY GROUP PLC-A | 12,200 | 25.22 | 307,684.00 | |
| KWS SAAT AG | 1,580 | 137.40 | 217,092.00 | |
| NUTRECO NV | 6,810 | 56.40 | 384,084.00 | |
| SUEDZUCKER AG | 9,600 | 16.85 | 161,760.00 | |
| BAYER AG | 4,100 | 57.60 | 236,160.00 | |
| ユーロ 小計 | 51,210 | | 2,082,384.40 | |
| (邦貨換算額) | | | (231,394,554) | (単位：円) |
| 英ポンド | | | | |
| DIAGEO PLC | 17,700 | 11.79 | 208,683.00 | |
| TATE & LYLE PLC | 25,900 | 5.18 | 134,162.00 | |
| 英ポンド 小計 | 43,600 | | 342,845.00 | |
| (邦貨換算額) | | | (44,933,265) | (単位：円) |
| スイスフラン | | | | |
| SYNGENTA AG | 980 | 284.70 | 279,006.00 | |
| ARYZTA AG | 4,500 | 40.30 | 181,350.00 | |
| BARRY CALLEBAUT AG-REG | 160 | 787.00 | 125,920.00 | |
| NESTLE SA-REGISTERED | 8,400 | 56.60 | 475,440.00 | |
| スイスフラン 小計 | 14,040 | | 1,061,716.00 | |
| (邦貨換算額) | | | (89,088,589) | (単位：円) |
| デンマーククローネ | | | | |
| DANISCO A/S | 4,500 | 447.90 | 2,015,550.00 | |
| デンマーククローネ 小計 | 4,500 | | 2,015,550.00 | |
| (邦貨換算額) | | | (30,051,850) | (単位：円) |
| オーストラリアドル | | | | |
| INCITEC PIVOT LTD | 47,400 | 3.79 | 179,646.00 | |
| AUSTRALIAN AGRICULTURAL CO | 62,889 | 1.45 | 91,189.05 | |
| COCA-COLA AMATIL LIMITED | 45,000 | 11.52 | 518,400.00 | |
| RIDLEY CORPORATION LIMITED | 294,000 | 1.27 | 373,380.00 | |
| オーストラリアドル 小計 | 449,289 | | 1,162,615.05 | |
| (邦貨換算額) | | | (94,195,071) | (単位：円) |
| シンガポールドル | | | | |
| WILMAR INTERNATIONAL LTD | 95,000 | 6.08 | 577,600.00 | |
| シンガポールドル 小計 | 95,000 | | 577,600.00 | |
| (邦貨換算額) | | | (36,827,776) | (単位：円) |
| 合計 | 949,177 | | 1,208,434,739 | 単位：円 |
| (外貨建有価証券邦貨換算額合計) | | | (1,208,434,739) | (単位：円) |

(注)

1. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。
2. 米ドル表示の株式については、20銘柄、信託財産純資産総額に対する比率46.5%、

合計に対する比率49.7%です。

カナダドル表示の株式については、3銘柄、信託財産純資産総額に対する比率6.2%、

合計に対する比率6.7%です。

ユーロ表示の株式については、8銘柄、信託財産純資産総額に対する比率17.9%、

合計に対する比率19.1%です。

英ポンド表示の株式については、2銘柄、信託財産純資産総額に対する比率3.5%、

合計に対する比率3.7%です。

スイスフラン表示の株式については、4銘柄、信託財産純資産総額に対する比率6.9%、

合計に対する比率7.4%です。

デンマーククローネ表示の株式については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率2.3%、

合計に対する比率2.5%です。

オーストラリアドル表示の株式については、4銘柄、信託財産純資産総額に対する比率7.3%、

合計に対する比率7.8%です。

シンガポールドル表示の株式については、1銘柄、信託財産純資産総額に対する比率2.8%、

合計に対する比率3.0%です。

(b) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

| | 平成22年12月30日現在 |
|----------------|-----------------|
| 資産総額 | 1,298,191,823 円 |
| 負債総額 | 1,819,559 円 |
| 純資産総額(-) | 1,296,372,264 円 |
| 発行済口数 | 1,826,548,085 口 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.7097 円 |
| (1万口当たり純資産額 | 7,097 円) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

平成22年12月30日現在

| | |
|--------------|----------|
| 資本金の額 | 2,000百万円 |
| 会社が発行する株式の総数 | 60,000株 |
| 発行済株式総数 | 17,640株 |

ロ 最近5年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

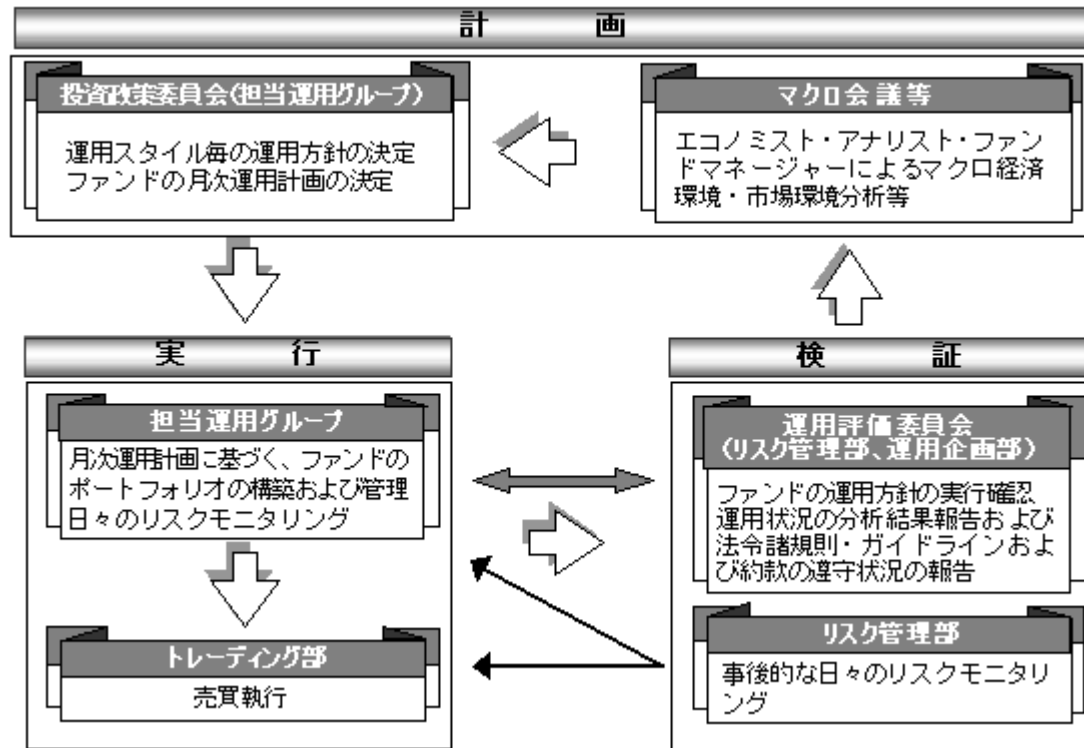
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成22年12月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成22年12月30日現在、単位：百万円）

| | | 本数 | 純資産総額 |
|---------|-----|----------------|----------------------------|
| 株式投資信託 | 単位型 | 64 (1) | 139,234 (192) |
| | 追加型 | 259 (121) | 4,929,423 (3,199,782) |
| | 計 | 323 (122) | 5,068,656 (3,199,974) |
| 公社債投資信託 | 単位型 | 0 (0) | 0 (0) |
| | 追加型 | 0 (0) | 0 (0) |
| | 計 | 0 (0) | 0 (0) |
| 合計 | | 323 (122) | 5,068,656 (3,199,974) |

() 内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2 当社は、第24期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第26期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年7月1日付をもって、名称を有限責任 あずさ監査法人に変更しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 第 24 期 (平成21年3月31日現在) | 第 25 期 (平成22年3月31日現在) |
|----------|--------------------------|--------------------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2 15,883,303 | 15,484,883 |
| 有価証券 | 2,998,947 | 2,999,185 |
| 前払費用 | 323,949 | 248,594 |
| 未収入金 | 3,593 | 6,524 |
| 未収委託者報酬 | 2,158,082 | 3,405,895 |
| 未収運用受託報酬 | 635,902 | 456,672 |
| 未収投資助言報酬 | 2 406,959 | 426,716 |
| 未収収益 | 8,062 | 7,020 |
| 未収還付法人税等 | 1,068,737 | - |
| 未収還付消費税等 | 182,000 | - |
| 繰延税金資産 | 68,795 | 244,770 |
| その他の流動資産 | 2,641 | 1,392 |
| 流動資産計 | 23,740,977 | 23,281,654 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1 169,629 | 173,574 |
| 器具備品 | 200,701 | 150,631 |
| 有形固定資産合計 | 370,331 | 324,206 |
| 無形固定資産 | | |
| 電話加入権 | 1 161 | 150 |
| 商標権 | 8,104 | 6,160 |
| 無形固定資産合計 | 8,266 | 6,310 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 2,542,125 | 6,923,150 |
| 関係会社株式 | 236,178 | 236,178 |

| | | |
|------------|------------|------------|
| 長期差入保証金 | 783,231 | 681,764 |
| 長期前払費用 | 14,643 | 7,822 |
| 会員権 | 20,113 | 20,113 |
| 繰延税金資産 | 34,393 | 524,820 |
| 投資その他の資産合計 | 3,630,686 | 8,393,850 |
| 固定資産計 | 4,009,284 | 8,724,367 |
| 資産合計 | 27,750,261 | 32,006,022 |

(単位：千円)

| | 第 24 期 (平成21年3月31日現在) | 第 25 期 (平成22年3月31日現在) |
|----------|--------------------------|--------------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 44,497 | 46,362 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 947 | 943 |
| 未払償還金 | 23,376 | 18,453 |
| 未払手数料 | 2 891,493 | 1,523,402 |
| その他未払金 | 112,743 | 71,728 |
| 未払費用 | 612,126 | 869,497 |
| 未払消費税等 | - | 74,053 |
| 未払法人税等 | - | 1,264,485 |
| 賞与引当金 | 291,836 | 293,651 |
| 流動負債計 | 1,977,020 | 4,162,578 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 972,202 | 1,137,766 |
| 固定負債計 | 972,202 | 1,137,766 |
| 負債合計 | 2,949,223 | 5,300,344 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| 資本剰余金合計 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 284,245 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | 60,000 | 60,000 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 別途積立金 | 1,476,959 | 1,476,959 |
| 繰越利益剰余金 | 12,356,655 | 14,172,932 |
| 利益剰余金合計 | 14,177,860 | 15,994,137 |
| 株主資本計 | 24,806,844 | 26,623,121 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 5,805 | 82,556 |
| 評価・換算差額等計 | 5,805 | 82,556 |
| 純資産合計 | 24,801,038 | 26,705,677 |
| 負債・純資産合計 | 27,750,261 | 32,006,022 |

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

| | 第 24 期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日） | 第 25 期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日） |
|-----------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 20,072,582 | 21,113,167 |
| 運用受託報酬 | 3,506,635 | 2,492,177 |
| 投資助言報酬 | 2,048,748 | 1,893,038 |
| その他営業収益 | | |
| 情報提供コンサルタント業務報酬 | 5,000 | 5,000 |
| 投資法人運用受託報酬 | 60,260 | 43,853 |
| その他 | 2,749 | 12,348 |
| 営業収益計 | 25,695,976 | 25,559,586 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 9,326,200 | 9,706,627 |
| 広告宣伝費 | 529,276 | 420,508 |
| 公告費 | 1,227 | 2,339 |
| 調査費 | | |
| 調査費 | 538,515 | 579,477 |
| 委託調査費 | 1,310,113 | 1,556,961 |
| 営業雑経費 | | |
| 通信費 | 30,202 | 31,515 |
| 印刷費 | 302,661 | 278,539 |
| 協会費 | 23,322 | 19,271 |
| 諸会費 | 14,373 | 12,955 |
| 情報機器関連費 | 2,036,426 | 2,005,507 |
| 販売促進費 | 55,223 | 13,183 |
| その他 | 55,485 | 66,833 |
| 営業費用計 | 14,223,029 | 14,693,722 |
| 一般管理費 | | |

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 174,486 | 155,835 |
| 給料・手当 | 4,004,575 | 4,192,414 |
| 賞与 | 1,051,279 | 719,290 |
| 賞与引当金繰入額 | 291,836 | 293,651 |
| 交際費 | 23,229 | 19,087 |
| 寄付金 | 4,000 | 23 |
| 事務委託費 | 356,543 | 195,150 |
| 旅費交通費 | 258,981 | 197,842 |
| 租税公課 | 81,166 | 86,095 |
| 不動産賃借料 | 762,812 | 714,209 |
| 退職給付費用 | 262,634 | 197,352 |
| 固定資産減価償却費 | 119,811 | 97,916 |
| 諸経費 | 281,968 | 280,916 |
| 一般管理費計 | 7,673,326 | 7,149,786 |
| 営業利益 | 3,799,620 | 3,716,077 |

| | | | |
|----------------|---|-----------|-----------|
| 営業外収益 | | | |
| 受取配当金 | | - | 1,710 |
| 有価証券利息 | | 22,216 | 4,645 |
| 受取利息 | 1 | 36,255 | 16,592 |
| 為替差益 | | 11,209 | - |
| 時効成立分配金・償還金 | | 7,832 | 3,492 |
| 原稿・講演料 | | 3,910 | 3,255 |
| 還付加算金 | | - | 37,708 |
| 雑収入 | | 4,132 | 6,291 |
| 営業外収益計 | | 85,555 | 73,696 |
| 営業外費用 | | | |
| 為替差損 | | - | 5,113 |
| 時効成立後支払分配金・償還金 | | 693 | - |
| 雑損失 | | 82 | - |
| 営業外費用計 | | 775 | 5,113 |
| 経常利益 | | 3,884,401 | 3,784,660 |
| 特別利益 | | | |
| 投資有価証券償還益 | | 1,136 | 2,459 |
| 投資有価証券売却益 | | 122 | 31,117 |
| 特別利益計 | | 1,259 | 33,577 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | 2 | 688 | 5,302 |
| 投資有価証券償還損 | | 84,238 | - |
| 投資有価証券評価損 | | 65,553 | 51,557 |
| 投資有価証券売却損 | | 464,272 | 2,724 |
| 特別損失計 | | 614,753 | 59,583 |
| 税引前当期純利益 | | 3,270,907 | 3,758,653 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,206,047 | 1,817,726 |
| 法人税等調整額 | | 369,088 | 722,069 |
| 法人税等合計 | | 1,575,135 | 1,095,656 |
| 当期純利益 | | 1,695,771 | 2,662,997 |

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

| | 第 24 期 （自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日） | 第 25 期 （自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日） |
|----------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | |
| 前期末残高 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| 当期末残高 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| 資本剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| 当期末残高 | 8,628,984 | 8,628,984 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 前期末残高 | 284,245 | 284,245 |
| 当期末残高 | 284,245 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | | |
| 配当準備積立金 | | |
| 前期末残高 | 60,000 | 60,000 |
| 当期末残高 | 60,000 | 60,000 |
| 別途積立金 | | |
| 前期末残高 | 1,476,959 | 1,476,959 |
| 当期末残高 | 1,476,959 | 1,476,959 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 13,483,283 | 12,356,655 |
| 当期変動額 | | |

| | | |
|---------|------------|------------|
| 剰余金の配当 | 2,822,400 | 846,720 |
| 当期純利益 | 1,695,771 | 2,662,997 |
| 当期変動額合計 | 1,126,628 | 1,816,277 |
| 当期末残高 | 12,356,655 | 14,172,932 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 15,304,488 | 14,177,860 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 2,822,400 | 846,720 |
| 当期純利益 | 1,695,771 | 2,662,997 |
| 当期変動額合計 | 1,126,628 | 1,816,277 |
| 当期末残高 | 14,177,860 | 15,994,137 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 25,933,472 | 24,806,844 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 2,822,400 | 846,720 |
| 当期純利益 | 1,695,771 | 2,662,997 |
| 当期変動額合計 | 1,126,628 | 1,816,277 |
| 当期末残高 | 24,806,844 | 26,623,121 |

| | | |
|---------------------|------------|------------|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | |
| 前期末残高 | 25,392 | 5,805 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 31,197 | 88,361 |
| 当期変動額合計 | 31,197 | 88,361 |
| 当期末残高 | 5,805 | 82,556 |
| 評価・換算差額合計 | | |
| 前期末残高 | 25,392 | 5,805 |
| 当期変動額 | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 31,197 | 88,361 |
| 当期変動額合計 | 31,197 | 88,361 |
| 当期末残高 | 5,805 | 82,556 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 25,958,864 | 24,801,038 |
| 当期変動額 | | |
| 剰余金の配当 | 2,822,400 | 846,720 |
| 当期純利益 | 1,695,771 | 2,662,997 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 31,197 | 88,361 |
| 当期変動額合計 | 1,157,826 | 1,904,639 |
| 当期末残高 | 24,801,038 | 26,705,677 |

重要な会計方針

| 項目 | 第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | 第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) |
|-------------------------|---|---|
| 1 有価証券の評価基準及び 評価方法 | 満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法に より算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 | 満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 |
| 2 固定資産の減価償却の方 法 | 有形固定資産 定率法によっております。但し、建物（建 物附属設備を除く）については、定額法 によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであ ります。 建物 3～50年 器具備品 3～20年 無形固定資産 定額法によっております。 | 有形固定資産 同左 無形固定資産 同左 |
| 3 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金 | 従業員賞与の支給に充てるため、将来の 支給見込額のうち当期の負担額を計上し ております。 | 同左 |

| | | |
|---------------------------|--|---|
| (2) 退職給付引当金 | <p>従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。</p> | <p>従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。この変更が当事業年度の損益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありませぬ。</p> |
| 4 リース取引の処理方法 | <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> | - |
| 5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | <p>消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p> | 同左 |

会計方針の変更

(会計処理の変更)

| 第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | 第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) |
|--|-------------------------------------|
| <p>リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>当事業年度において、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理による取引はありません。</p> | - |

注記事項

(貸借対照表関係)

| 第24期 (平成21年3月31日現在) | 第25期 (平成22年3月31日現在) |
|--|--|
| <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p> 建物 150,704千円</p> <p> 器具備品 941,423千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p> 電話加入権 72千円</p> <p> 商標権 11,337千円</p> | <p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p> 建物 172,855千円</p> <p> 器具備品 863,358千円</p> <p>無形固定資産の減価償却累計額</p> <p> 電話加入権 83千円</p> <p> 商標権 13,282千円</p> |
| <p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p> 現金及び預金 10,311,398千円</p> <p> 未収投資助言報酬 398,818千円</p> <p> 未払手数料 331,400千円</p> | <p>2 関係会社に対する債権債務</p> <p> 現金及び預金 10,591,647千円</p> <p> 未収投資助言報酬 295,911千円</p> <p> 未払手数料 441,536千円</p> |

| | |
|--|--|
| <p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000千円</p> | <p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。</p> <p>当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座貸越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - 千円</p> <p>差引額 10,000,000千円</p> |
| <p>4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額128,926千円の支払保証を行っております。</p> | <p>4 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額102,815千円の支払保証を行っております。</p> |

（損益計算書関係）

| 第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | 第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 18,943千円 | 1 関係会社との取引に係るもの 受取利息 5,916千円 |
| 2 固定資産除却損は、器具備品688千円であります。 | 2 固定資産除却損は、器具備品5,302千円であります。 |

（株主資本等変動計算書関係）

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

| | 前期末株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式 | 17,640株 | - | - | 17,640株 |

2.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成20年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,822,400 | 160,000 | 平成20年 3月31日 | 平成20年 6月24日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成21年6月30日開催の第24回定時株主総会において次の通り付議いたします。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|---------------|
| 平成21年6月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 846,720 | 48,000 | 平成21年 3月31日 | 平成21年 7月1日 |

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

| | 前期末株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|------|---------|---------|---------|---------|
| 普通株式 | 17,640株 | - | - | 17,640株 |

2.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|----------------|---------------|
| 平成21年6月30日 定時株主総会 | 普通株式 | 846,720 | 48,000 | 平成21年 3月31日 | 平成21年 7月1日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成22年6月24日開催の第25回定時株主総会において次の通り付議いたします。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (千円) | 一株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 平成22年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 1,323,000 | 75,000 | 平成22年 3月31日 | 平成22年 6月25日 |

(リース取引関係)

| 第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | 第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------------------------|-------|--|---------|-------|-------|------------|-------|-------|---------|---|---|------|---|----|---|--------|-------|----------|-------|---------|----|---|
| <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額(単位：千円)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">器具備品</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">5,330</td> <td style="text-align: right;">5,330</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">5,330</td> <td style="text-align: right;">5,330</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額(単位：千円)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 (単位：千円)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">2,067</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,900</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">37</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>利息相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | 器具備品 | 合計 | | 取得価額相当額 | 5,330 | 5,330 | 減価償却累計額相当額 | 5,330 | 5,330 | 期末残高相当額 | - | - | 1年以内 | - | 合計 | - | 支払リース料 | 2,067 | 減価償却費相当額 | 1,900 | 支払利息相当額 | 37 | - |
| 器具備品 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 | 5,330 | 5,330 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | 5,330 | 5,330 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 期末残高相当額 | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年以内 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 2,067 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 1,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 37 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 2. オペレーティング・リース取引 (借主側) | 1. オペレーティング・リース取引 (借主側) |
|----------------------------|----------------------------|
| 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) | 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) |
| 1年以内 710,121 | 1年以内 667,234 |
| <u>1年超 962,627</u> | <u>1年超 1,608,004</u> |
| 合計 1,672,748 | 合計 2,275,239 |

（金融商品関係）

第25期(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場

合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

（単位：千円）

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------------|------------|------------|----|
| (1)現金及び預金 | 15,484,883 | 15,484,883 | - |
| (2)未収委託者報酬 | 3,405,895 | 3,405,895 | - |
| (3)未収運用受託報酬 | 456,672 | 456,672 | - |
| (4)未収投資助言報酬 | 426,716 | 426,716 | - |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 2,999,185 | 2,999,100 | 85 |
| その他有価証券 | 6,874,409 | 6,874,409 | - |
| (6)長期差入保証金 | 681,764 | 681,764 | - |
| 資産計 | 30,329,527 | 30,329,442 | 85 |
| (1)未払金 | | | |
| 未払手数料 | 1,523,402 | 1,523,402 | - |
| 負債計 | 1,523,402 | 1,523,402 | - |

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつていません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 |
|---------|----------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 298 |
| 投資証券 | 48,443 |
| 合計 | 48,741 |
| 子会社株式 | |
| 非上場株式 | 236,178 |
| 合計 | 236,178 |

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、51,557千円です。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-----------------------|------------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 15,484,883 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 3,405,895 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 456,672 | - | - | - |
| 未収投資助言報酬 | 426,716 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| 満期保有目的の債券 | 3,000,000 | - | - | - |
| その他有価証券のうち 満期があるもの | - | - | - | - |
| 長期差入保証金 | 2,289 | 679,475 | - | - |
| 合計 | 22,776,457 | 679,475 | - | - |

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

第24期(平成21年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------------|-----------|-----------|-----|
| (1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| (2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 2,998,947 | 2,998,800 | 147 |

| | | | |
|----|-----------|-----------|-----|
| 小計 | 2,998,947 | 2,998,800 | 147 |
| 合計 | 2,998,947 | 2,998,800 | 147 |

2. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

| 区分 | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
|----------------------------------|-----------|-----------|--------|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等 | 329,907 | 346,809 | 16,902 |
| 小計 | 329,907 | 346,809 | 16,902 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等 | 2,117,725 | 2,095,017 | 22,707 |
| 小計 | 2,117,725 | 2,095,017 | 22,707 |
| 合計 | 2,447,632 | 2,441,827 | 5,805 |

3．時価評価されていない有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 摘要 |
|-----------------------------|----------------|----|
| (1)子会社株式 子会社株式 | 236,178 | |
| 合計 | 236,178 | |
| (2)その他有価証券 非上場株式 投資証券 | 298 100,000 | |
| 合計 | 100,298 | |

4．当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|---------|---------|---------|
| 882,530 | 122 | 464,272 |

5．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

(単位：千円)

| 区分 | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|-------------------------|-----------|---------|----------|------|
| (1)満期保有目的の債券 国債・地方債等 | 3,000,000 | - | - | - |
| 小計 | 3,000,000 | - | - | - |
| (2)その他有価証券 | - | - | - | - |
| 小計 | - | - | - | - |
| 合計 | 3,000,000 | - | - | - |

第25期(平成22年3月31日現在)

1. 満期保有目的の債券

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------------------|-----------|-----------|----|
| (1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| (2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの | 2,999,185 | 2,999,100 | 85 |
| 小計 | 2,999,185 | 2,999,100 | 85 |
| 合計 | 2,999,185 | 2,999,100 | 85 |

2. 子会社株式及び関連会社株式

子会社及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式236,178千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

(単位：千円)

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------------|-----------|-----------|---------|
| (1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等 | 2,484,337 | 2,253,148 | 231,189 |
| 小計 | 2,484,337 | 2,253,148 | 231,189 |
| (2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等 | 4,390,071 | 4,483,035 | 92,963 |
| 小計 | 4,390,071 | 4,483,035 | 92,963 |
| 合計 | 6,874,409 | 6,736,184 | 138,225 |

(注)非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

| 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----------|---------|---------|
| 1,539,393 | 31,117 | 2,724 |

（デリバティブ取引関係）

第24期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

| 第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) | 第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------------|---------|---------|----------------|------|---------|------|--------|--------------|--------|----------------|-------|-----|---------------|--------|----------------|--|--------|-----------|---------|------------------|------|---------|------|--------|----------------|--------|-----|---------------|--------|----------------|
| <p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">972,202</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>972,202</u></td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">145,258</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">12,449</td> </tr> <tr> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">87,363</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">6,153</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>11,409</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>262,634</u></td> </tr> </table> | 退職給付債務 | 972,202 | 退職給付引当金 | <u>972,202</u> | 勤務費用 | 145,258 | 利息費用 | 12,449 | 過去勤務債務の費用処理額 | 87,363 | 数理計算上の差異の費用処理額 | 6,153 | その他 | <u>11,409</u> | 退職給付費用 | <u>262,634</u> | <p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">1,137,766</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>1,137,766</u></td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用の額 (単位：千円)</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">勤務費用</td> <td style="text-align: right;">154,625</td> </tr> <tr> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">14,583</td> </tr> <tr> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">12,466</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>15,677</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;"><u>197,352</u></td> </tr> </table> <p>(注) その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。</p> | 退職給付債務 | 1,137,766 | 退職給付引当金 | <u>1,137,766</u> | 勤務費用 | 154,625 | 利息費用 | 14,583 | 数理計算上の差異の費用処理額 | 12,466 | その他 | <u>15,677</u> | 退職給付費用 | <u>197,352</u> |
| 退職給付債務 | 972,202 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | <u>972,202</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 勤務費用 | 145,258 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息費用 | 12,449 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過去勤務債務の費用処理額 | 87,363 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 6,153 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | <u>11,409</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | <u>262,634</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付債務 | 1,137,766 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付引当金 | <u>1,137,766</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 勤務費用 | 154,625 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利息費用 | 14,583 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 12,466 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | <u>15,677</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 退職給付費用 | <u>197,352</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法</p> <p>勤務期間を基準とする方法</p> <p>割引率 1.5%</p> <p>過去勤務債務の額の処理年数</p> <p>1年（発生時において費用処理する方法）</p> <p>数理計算上の差異の処理年数</p> <p>1年（発生時において費用処理する方法）</p> | <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <p>退職給付見込額の期間配分方法</p> <p>勤務期間を基準とする方法</p> <p>割引率 1.5%</p> <p>過去勤務債務の額の処理年数</p> <p>1年（発生時において費用処理する方法）</p> <p>数理計算上の差異の処理年数</p> <p>1年（発生時において費用処理する方法）</p> |
|---|---|

（税効果会計関係）

| 第24期 (平成21年3月31日現在) | 第25期 (平成22年3月31日現在) |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) |
| (1) 流動の部 | (1) 流動の部 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 賞与引当金 118,748 | 賞与引当金 119,486 |
| 未払社会保険料 12,792 | 未払社会保険料 12,746 |
| 未払事業所税 6,134 | 未払事業税 100,639 |
| その他 5,436 | 未払事業所税 6,089 |
| 繰延税金資産計 143,111 | その他 5,807 |
| 評価性引当額 - | 繰延税金資産計 244,770 |
| 繰延税金資産合計 143,111 | 評価性引当額 - |
| 繰延税金負債 | 繰延税金資産合計 244,770 |
| 未収還付税金 74,316 | 繰延税金資産の純額 244,770 |
| 繰延税金負債合計 74,316 | |
| 繰延税金資産の純額 68,795 | |
| (2) 固定の部 | (2) 固定の部 |
| 繰延税金資産 | 繰延税金資産 |
| 退職給付引当金 395,589 | 退職給付引当金 462,957 |
| ソフトウェア償却 101,933 | ソフトウェア償却 111,245 |
| 投資有価証券評価損 56,627 | 投資有価証券評価損 73,440 |
| 特定外国子会社留保金額 193,760 | 特定外国子会社留保金額 213,896 |
| その他有価証券評価差額金 2,362 | その他 8,735 |
| その他 14,742 | 繰延税金資産計 870,274 |
| 繰延税金資産計 765,014 | 評価性引当額 289,785 |
| 評価性引当額 730,620 | 繰延税金資産合計 580,489 |
| 繰延税金資産合計 34,393 | 繰延税金負債 |
| 繰延税金資産の純額 34,393 | その他有価証券評価差額金 55,668 |
| | 繰延税金負債合計 55,668 |
| | 繰延税金資産の純額 524,820 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の
負担率との差異の原因となった主な項目別の
内訳

| | (%) |
|--------------------|-------------|
| 法定実効税率 | 40.7 |
| (調整) | |
| 評価性引当額の増減 | 5.4 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.5 |
| 住民税均等割等 | 0.2 |
| その他 | <u>1.4</u> |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>48.2</u> |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の
負担率との差異の原因となった主な項目別の
内訳

| | (%) |
|--------------------|-------------|
| 法定実効税率 | 40.7 |
| (調整) | |
| 評価性引当額の増減 | 11.6 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.2 |
| 住民税均等割等 | 0.1 |
| その他 | <u>0.2</u> |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>29.1</u> |

（関連当事者情報）

第24期(自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)

1. 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----------|------------|-------------------|-------------|-----------|----------------------|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|-------------------|
| その他の関係会社 | 住友生命保険(相) | 大阪府 大阪市 中央区 | 199,000,000 | 生命保険業 | % (被所有) 直接 40 | 当社の主要顧客 投信の販売委託 | 投資助言報酬 委託販売手数料 | 1,151,492 227,288 | 未収投資助言報酬 未払手数料 | 267,215 34,564 |
| その他の関係会社 | (株)三井住友銀行 | 東京都 千代田区 | 664,986,500 | 銀行業 | % (被所有) 直接27.5 | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売手数料 | 2,114,655 | 未払手数料 | 180,287 |

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、当社規定の投資助言料率に基づき決定しております。

(2)その他営業取引については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

第25期(自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)

1. 親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金又は基金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----------|------------|-------------------|---------------|-----------|----------------------|------------------|---------|-----------|----------|---------|
| その他の関係会社 | 住友生命保険(相) | 大阪府 大阪市 中央区 | 199,000,000 | 生命保険業 | % (被所有) 直接 40 | 当社の主要顧客 | 投資助言報酬 | 1,125,661 | 未収投資助言報酬 | 295,911 |
| その他の関係会社 | (株)三井住友銀行 | 東京都 千代田区 | 1,770,996,505 | 銀行業 | % (被所有) 直接27.5 | 投信の販売委託 役員の兼任 | 委託販売手数料 | 2,495,661 | 未払手数料 | 347,340 |

（注）1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. その他の関係会社の子会社等

(単位:千円)

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金、出資金 又は基金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有(被 所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|----------------------|-----------------------|-------------|-----------------|---------------|------------------------|---------------|---------|-----------|-------|---------|
| その他の 関係会社 の子会社 | 日興コー ディアル 証券(株) | 東京都 千代田区 | 10,000,000 | 証券業 | % - | 投信の販売委託 | 委託販売手数料 | 1,019,546 | 未払手数料 | 238,828 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（ 1株当たり情報 ）

| 第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) | 第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日) |
|---|---|
| 1株当たり純資産額 1,405,954円57銭 1株当たり当期純利益 96,132円19銭 | 1株当たり純資産額 1,513,927円30銭 1株当たり当期純利益 150,963円55銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。 |
| (1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 24,801,038千円 普通株式に係る純資産額 24,801,038千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株 | (1株当たり純資産額の算定上の基礎) 貸借対照表の純資産の部の合計額 26,705,677千円 普通株式に係る純資産額 26,705,677千円 普通株式の発行済株式数 17,640株 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株 |
| (1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 1,695,771千円 普通株式に係る当期純利益 1,695,771千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株 | (1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 損益計算書上の当期純利益 2,662,997千円 普通株式に係る当期純利益 2,662,997千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 17,640株 |

（ 重要な後発事象 ）

第24期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

該当事項はありません。

第25期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

| | | 第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在) |
|------------|---|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | | 16,070,989 |
| 有価証券 | | 4,943,990 |
| 前払費用 | | 251,072 |
| 未収委託者報酬 | | 3,680,857 |
| 未収運用受託報酬 | | 476,281 |
| 未収投資助言報酬 | | 424,563 |
| 未収収益 | | 28,359 |
| 繰延税金資産 | | 238,094 |
| その他 | | 3,965 |
| 流動資産合計 | | 26,118,172 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | 1 | 282,221 |
| 無形固定資産 | | 5,332 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | | 4,108,176 |
| その他 | | 1,523,074 |
| 投資その他の資産合計 | | 5,631,251 |
| 固定資産合計 | | 5,918,806 |
| 資産合計 | | 32,036,978 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 44,787 |
| 未払金 | | 1,890,909 |

| | | |
|---------|---|-----------|
| 未払費用 | | 764,737 |
| 未払法人税等 | | 980,584 |
| 前受収益 | | 6,563 |
| 賞与引当金 | | 322,819 |
| その他 | 2 | 115,673 |
| 流動負債合計 | | 4,126,076 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | | 1,226,435 |
| 固定負債合計 | | 1,226,435 |
| 負債合計 | | 5,352,511 |

| | |
|--------------|------------|
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | 8,628,984 |
| 資本剰余金合計 | 8,628,984 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | |
| 配当準備積立金 | 60,000 |
| 別途積立金 | 1,476,959 |
| 繰越利益剰余金 | 14,195,382 |
| 利益剰余金合計 | 16,016,587 |
| 株主資本合計 | 26,645,571 |
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | 38,896 |
| 評価・換算差額等合計 | 38,896 |
| 純資産合計 | 26,684,467 |
| 負債純資産合計 | 32,036,978 |

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

| | | 第26期中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | |
|--------------|---|--|------------|
| 営業収益 | | | |
| 委託者報酬 | | | 13,415,979 |
| 運用受託報酬 | | | 1,026,282 |
| 投資助言報酬 | | | 929,636 |
| その他の営業収益 | | | 137,538 |
| 営業収益計 | | | 15,509,437 |
| 営業費用 | | | 9,566,713 |
| 一般管理費 | 1 | | 3,742,792 |
| 営業利益 | | | 2,199,930 |
| 営業外収益 | 2 | | 37,736 |
| 営業外費用 | | | 659 |
| 経常利益 | | | 2,237,008 |
| 特別利益 | | | 42,823 |
| 特別損失 | | | 26,822 |
| 税引前中間純利益 | | | 2,253,008 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 923,945 |
| 法人税等調整額 | | | 16,386 |
| 法人税等合計 | | | 907,558 |
| 中間純利益 | | | 1,345,450 |

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| 第26期中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日) | |
|--|------------|
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 前期末残高 | 2,000,000 |
| 当中間期末残高 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | |
| 資本準備金 | |
| 前期末残高 | 8,628,984 |
| 当中間期末残高 | 8,628,984 |
| 資本剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 8,628,984 |
| 当中間期末残高 | 8,628,984 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 前期末残高 | 284,245 |
| 当中間期末残高 | 284,245 |
| その他利益剰余金 | |
| 配当準備積立金 | |
| 前期末残高 | 60,000 |
| 当中間期末残高 | 60,000 |
| 別途積立金 | |
| 前期末残高 | 1,476,959 |
| 当中間期末残高 | 1,476,959 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 14,172,932 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,323,000 |
| 中間純利益 | 1,345,450 |

| | |
|-----------|------------|
| 当中間期変動額合計 | 22,450 |
| 当中間期末残高 | 14,195,382 |
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 15,994,137 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,323,000 |
| 中間純利益 | 1,345,450 |
| 当中間期変動額合計 | 22,450 |
| 当中間期末残高 | 16,016,587 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 26,623,121 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,323,000 |
| 中間純利益 | 1,345,450 |
| 当中間期変動額合計 | 22,450 |
| 当中間期末残高 | 26,645,571 |

| | |
|-----------------------|------------|
| 評価・換算差額等 | |
| その他有価証券評価差額金 | |
| 前期末残高 | 82,556 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 43,660 |
| 当中間期変動額合計 | 43,660 |
| 当中間期末残高 | 38,896 |
| 評価・換算差額等合計 | |
| 前期末残高 | 82,556 |
| 当中間期変動額 | |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 43,660 |
| 当中間期変動額合計 | 43,660 |
| 当中間期末残高 | 38,896 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 26,705,677 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | 1,323,000 |
| 中間純利益 | 1,345,450 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 43,660 |
| 当中間期変動額合計 | 21,210 |
| 当中間期末残高 | 26,684,467 |

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

第26期中間会計期間

(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法
- ・子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券

時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

4．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

| |
|--|
| <p>第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p> |
| <p>資産除去債務に関する会計基準</p> <p>企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年3月31日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これによる損益の影響はありません。</p> |

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

| |
|---|
| <p>第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)</p> |
| <p>1.有形固定資産の減価償却累計額 908,018千円</p> |
| <p>2.消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。</p> |
| <p>3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。</p> <p>当座借越極度額の総額 10,000,000千円</p> <p>借入実行残高 <u> -</u></p> <p>差引額 10,000,000千円</p> |
| <p>4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額83,897千円の支払保証を行っております。</p> |

(中間損益計算書関係)

| |
|---|
| <p>第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p> |
|---|

| | |
|-----------------|----------|
| 1．減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 38,651千円 |
| 無形固定資産 | 977千円 |
| 2．営業外収益のうち主要なもの | |
| 受取利息 | 4,445千円 |
| 受取配当金 | 12,720千円 |
| 為替差益 | 10,801千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

| 第26期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日） | | | | | |
|--|---------------|------------------|---------------------|-----------------|----------------|
| 1. 発行済株式数に関する事項 | | | | | |
| | 前事業年度末 株式数 | 当中間会計期間 増加株式数 | 当中間会計期間 減少株式数 | 当中間会計期間末 株式数 | |
| 普通株式 | 17,640株 | - | - | 17,640株 | |
| 2. 配当に関する事項 | | | | | |
| （決議） | 株式の種類 | 配当金の総額 （千円） | 一株当たり 配当額 （円） | 基準日 | 効力発生日 |
| 平成22年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 1,323,000 | 75,000 | 平成22年 3月31日 | 平成22年 6月25日 |

（リース取引関係）

| 第26期中間会計期間 （自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日） | |
|--|-------------|
| 1. オペレーティング・リース取引 （借主側） 未経過リース料（解約不能のもの） | |
| 1年以内 | 670,670千円 |
| 1年超 | 1,274,557千円 |
| 合計 | 1,945,227千円 |

（金融商品関係）

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

| 第26期中間会計期間末 （平成22年9月30日現在） | | | |
|-------------------------------|------------|------------|-----|
| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
| (1) 現金及び預金 | 16,070,989 | 16,070,989 | - |
| (2) 未収委託者報酬 | 3,680,857 | 3,680,857 | - |
| (3) 未収運用受託報酬 | 476,281 | 476,281 | - |
| (4) 未収投資助言報酬 | 424,563 | 424,563 | - |
| (5) 有価証券及び投資有価証券 | | | |
| 満期保有目的の債券 | 2,999,963 | 2,999,700 | 263 |
| その他有価証券 | 6,003,462 | 6,003,462 | - |
| (6) 投資その他の資産 | | | |
| 長期差入保証金 | 681,418 | 681,418 | - |
| 資産計 | 30,337,535 | 30,337,271 | 263 |
| (1) 未払金 | | | |
| 未払手数料 | 1,839,602 | 1,839,602 | - |
| 負債計 | 1,839,602 | 1,839,602 | - |

（注1）金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬 及び (4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 投資その他の資産

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

| 第26期中間会計期間末 （平成22年9月30日現在） | |
|-------------------------------|------------|
| 内容 | 中間貸借対照表計上額 |
| (1) 子会社株式 | 236,178 |
| 合計 | 236,178 |
| (2) その他有価証券 | |
| 非上場株式 | 298 |
| 投資証券 | 48,443 |
| 合計 | 48,741 |

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。また、上記の表中にある「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（追加情報）

前事業年度の下期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

（単位：千円）

| 第26期中間会計期間末 （平成22年9月30日現在） | | | |
|----------------------------------|----------------|----|----|
| 区分 | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
| (1) 中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |

| | | | |
|-----------------------------------|-----------|-----------|-----|
| (2) 中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの | 2,999,963 | 2,999,700 | 263 |
| 小計 | 2,999,963 | 2,999,700 | 263 |
| 合計 | 2,999,963 | 2,999,700 | 263 |

2. 子会社株式及び関連会社株式

| |
|---|
| 第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在) |
| 子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 236,178千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。 |

3. その他有価証券

(単位：千円)

| 第26期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在) | | | |
|---|----------------|-----------|---------|
| 区分 | 中間貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
| (1) 中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの 投資信託等 | 2,912,845 | 2,755,148 | 157,696 |
| 小計 | 2,912,845 | 2,755,148 | 157,696 |
| (2) 中間貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの 投資信託等 | 3,090,617 | 3,182,865 | 92,248 |
| 小計 | 3,090,617 | 3,182,865 | 92,248 |
| 合計 | 6,003,462 | 5,938,014 | 65,447 |

(注) 非上場株式等(中間貸借対照表計上額 48,741千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

| 第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日) |
|---------------------------------------|
| 当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。 |

(持分法損益等)

| 第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日) |
|---------------------------------------|
| 該当事項はありません。 |

（資産除去債務等）

第26期中間会計期間
（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第26期中間会計期間
（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（セグメント情報）

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

（関連情報）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

| | 委託者報酬 | 運用受託報酬 | 投資助言報酬 | その他 | 合計 |
|-----------|------------|-----------|---------|---------|------------|
| 外部顧客への売上高 | 13,415,979 | 1,026,282 | 929,636 | 137,538 | 15,509,437 |

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（追加情報）

当中間会計期間より、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(平成21年3月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月21日 企業会計基準委員会)を適用しております。

(1株当たり情報)

| 第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日) | |
|---|---------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,512,724円91銭 |
| 1株当たり中間純利益 | 76,272円68銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。 | |
| (注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎 | |
| 中間貸借対照表の純資産の部の合計額 | 26,684,467千円 |
| 普通株式に係る純資産額 | 26,684,467千円 |
| 普通株式の発行済株式数 | 17,640株 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 | 17,640株 |
| 1株当たり中間純利益の算定上の基礎 | |
| 中間損益計算書上の中間純利益 | 1,345,450千円 |
| 普通株式に係る中間純利益 | 1,345,450千円 |
| 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 | |
| 該当事項はありません。 | |
| 普通株式の期中平均株式数 | 17,640株 |

(重要な後発事象)

| 第26期中間会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年9月30日) | |
|---------------------------------------|--|
| 該当事項はありません。 | |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
平成22年6月24日に開催された定時株主総会において、監査体制の一層の充実を図るため、監査役の員数を1名増員し5名以内とする定款の変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

(イ) 名称 中央三井アセット信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額 11,000百万円（平成22年9月末現在）

(ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

【参考情報：再信託受託会社の概要】

・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・ 資本金の額 51,000百万円（平成22年9月末現在）

・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

| (イ) 名称 | (ロ) 資本金の額 | (ハ) 事業の内容 |
|----------------|-----------|---------------------------------|
| 株式会社SBI証券 | 47,937百万円 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 岡三証券株式会社 | 5,000百万円 | |
| 東海東京証券株式会社 | 6,000百万円 | |
| 内藤証券株式会社 | 3,002百万円 | |
| 西日本シティTT証券株式会社 | 1,575百万円 | |
| 日産センチュリー証券株式会社 | 1,500百万円 | |
| 浜銀TT証券株式会社 | 3,307百万円 | |
| フィデリティ証券株式会社 | 4,908百万円 | |
| マネックス証券株式会社 | 7,425百万円 | |
| 楽天証券株式会社 | 7,495百万円 | |
| リテラ・クリア証券株式会社 | 3,794百万円 | |
| 株式会社ジャパンネット銀行 | 37,250百万円 | |
| 楽天銀行株式会社 | 23,485百万円 | |

資本金の額は、平成22年9月末現在。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【その他】

- 1．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態、申込みにかかる事項、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。
- 2．目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- 3．目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- 4．目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
- 5．有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。
- 6．目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。
- 7．評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成23年1月25日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・世界食糧関連ビジネスファンドの平成22年6月1日から平成22年11月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・世界食糧関連ビジネスファンドの平成22年11月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月27日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・世界食糧関連ビジネスファンドの平成21年12月1日から平成22年5月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・世界食糧関連ビジネスファンドの平成22年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月18日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の中間監査報告書へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年 6 月26日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 鈴木 敏夫 印
業務執行社員指 定 社 員 公認会計士 辰巳 幸久 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月16日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辰巳 幸久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。